

食品中の放射性物質に関わる行政の調査結果及び関連情報
(3月19日～3月25日の情報)

1. 行政による放射性物質検査

福島第一原発事故が発生して以降、行政による検査が継続的におこなわれています。3月19日から3月25日までに6167件の検査がおこなわれました。基準を超えたものは、10件ありました。いずれも野生鳥獣肉由来でした。(厚生労働省のホームページから報告されている放射性物質検査の結果の概略から)。以下特徴についてまとめています。

2. 検査結果について

(1)検査結果の概要

表1. 検査結果の抜粋(3月19日～3月25日に検査された検査結果)です。

※検査を全国の都道府県で実施されていますが、ここで公表するのは福島県に隣接する県、もしくは、その週に基準を超えたものが発表された都道府県とします。

	都道府県名	検査数	基準超 合計	今週基準を 超えたもの		都道府県名	検査数	基準超 合憲	今週基準を 超えたもの
福島 県	農産物	32	0	—	栃 木 県	農産物	46	0	—
	畜産物	237	0	—		畜産物	1067	0	—
	水産物	194	0	—		水産物	10	0	—
	牛乳乳児用食品	7	0	—		牛乳乳児用食品	6	0	—
	野生鳥獣肉	0	0	—		野生鳥獣肉	0	0	—
	飲料水、その他	21	0	—		飲料水、その他	0	0	—
宮 城 県	農産物	52	0	—	群 馬 県	農産物	13	0	—
	畜産物	819	0	—		畜産物	763	0	—
	水産物	54	0	—		水産物	0	0	—
	牛乳乳児用食品	0	0	—		牛乳乳児用食品	46	10	イノシシなど
	野生鳥獣肉	8	0	—		野生鳥獣肉	0	0	—
	飲料水、その他	0	0	—		飲料水、その他	2	0	—
茨 城 県	農産物	13	0	—	千 葉 県	農産物	28	0	—
	畜産物	400	0	—		畜産物	58	0	—
	水産物	11	0	—		水産物	16	0	—
	牛乳乳児用食品	0	0	—		牛乳乳児用食品	0	0	—
	野生鳥獣肉	0	0	—		野生鳥獣肉	21	0	—
	飲料水、その他	0	0	—		飲料水、その他	2	0	—

表2. 福島県で採取された沿岸魚の検査結果の傾向(2013年3月26日の検査結果とここ最近の検査結果の比較)

検査結果判明日	検出限界以下となった割合	基準は超えていないが、何らかの数値が検出された割合	基準を超えた割合
2013年3月26日	52.6%	41.4%	5.9%
2017年 9月10日	100%	0.0%	0.0%
2017年 9月17日	100%	0.0%	0.0%
2017年 9月24日	100%	0.0%	0.0%
2017年10月 1日	100%	0.0%	0.0%
2017年10月 8日	99.3%	0.7%	0.0%
2017年10月15日	100%	0.0%	0.0%
2017年10月22日	100%	0.0%	0.0%
2017年10月29日	99.3%	0.7%	0.0%
2017年11月 5日	100%	0.0%	0.0%
2017年11月12日	100%	0.0%	0.0%
2017年11月19日	99.3%	0.7%	0.0%

2017年11月26日	98.9%	1.1%	0.0%
2017年12月 3日	97.6%	2.4%	0.0%
2017年12月10日	99.0%	1.0%	0.0%
2017年12月17日	99.6%	0.4%	0.0%
2017年12月24日	99.1%	0.9%	0.0%
2018年 1月21日	99.5%	0.5%	0.0%
2018年 1月28日	99.4%	0.6%	0.0%
2018年 2月 4日	98.9%	1.1%	0.0%
2018年 2月12日	97.9%	2.1%	0.0%
2018年 2月18日	100%	0.0%	0.0%
2018年 2月25日	98.9%	1.1%	0.0%
2018年 3月 4日	99.3%	0.7%	0.0%
2018年 3月11日	98.1%	1.9%	0.0%
2018年 3月18日	98.6%	1.4%	0.0%
2018年 3月25日	98.3%	1.7%	0.0%
2017年3月平均	97.0%	3.0%	0.0%

基準を超えた沿岸魚はみつきりませんでした。これで144週連続(約3年)となります。福島県の179検体の水産物(海洋)が検査されました。今週の結果で、放射性セシウムが検出された魚介類は南相馬市のナガレナメタガレイ(51 ベクレル/キログラム)、大熊町のババガレイ(10 ベクレル/キログラム)、マガレイ(9 ベクレル/キログラム)でした。

(2)検査について基準を超えたものについて

①群馬県で捕獲された野生鳥獣について基準値を超える放射性セシウムが検出された旨、公表されました。

ア. 群馬県前橋市:ニホンジカ(160 ベクレル/キログラム)

イ. 群馬県中之条町:イノシシ(880 ベクレル/キログラム)ツキノワグマ(610 ベクレル/キログラム)

ウ. 群馬県沼田市:イノシシ(410,350,310,230 ベクレル/キログラム)

エ. 群馬県高崎市:ヤマドリ(110 ベクレル/キログラム)

オ. 群馬県川場村:イノシシ(270 ベクレル/キログラム)

カ. 群馬県みなかみ町:イノシシ(140 ベクレル/キログラム)

群馬県で捕獲された野生鳥獣については、すでに出荷制限措置が取られているため、市中には出回っていません。

(3)京都の空間線量(3月19日～3月25日)

京都市の空間線量は(16.9メートル地点)、0.037～0.043 マイクロシーベルト/1時間、1メートルの高さの推計値は0.044～0.051 マイクロシーベルト/1時間となっています。福島市の空間線量は(2.5メートル地点)は0.11 マイクロシーベルト/1時間(1メートル地点は0.13～0.14 マイクロシーベルト/1時間)となっており、原発事故以降、最低値になっています。2012年の同時期が0.8 マイクロシーベルト/1時間となっており、今はこの時の10分の1くらいになってきました。しかし0.1 マイクロシーベルト/1時間を下回るどころまで来たのは今回が初めてです。過去の平均は0.038～0.046 マイクロシーベルト/1時間(2.5メートル地点)となっておりまだ高い空間線量となっています。ただ、岐阜県や愛媛県といった日本でも放射線量の高い地域と比較した場合、倍くらいの値となっています。

3. 関連情報

(1)＜原発事故＞セシウム 食品基準超過、5分の1に(毎日新聞より)

◇12年度から5年間の検査結果 野生鳥獣肉、なお高く

東京電力福島第1原発事故で飛散した放射性セシウムの食品中の濃度について、全国の自治体が実施した2012年度から5年間の検査結果を厚生労働省の研究班が分析したところ、国の基準値を超過した件数は5分の1以下に減った。基準値超えの食品のほとんどは流通前の検査で判明し市場には出回っていないが、研究班代表の蜂須賀暁子・国立医薬品食品衛生研究所生化学部第1室長は「野生の鳥獣肉やキノコなどは今後も重点的な検査が必要」と指摘する。

食品中の放射性セシウムについては、国のガイドラインに基づき17都県が検出される可能性の高い食品を

流通品も含め検査。それ以外の自治体も安全性を確認するため独自に検査している。研究班は基準超過の検出率が極めて低い牛肉や福島県内で実施している米などの全袋検査のデータを除き分析した。その結果、一般食品で1キロあたり100ベクレルなど食品衛生法の基準値を超えた件数は、12年度が9万1547件中2359件▽13年度9万8244件中1025件▽14年度7万9067件中565件▽15年度6万6663件中291件▽16年度6万3121件中460件―だった。

基準超過した食品の内訳をみると、12年度は農作物で641件、水産物で1072件あったが、16年度には農作物で71件、水産物は11件に減った。海中の放射性セシウムが拡散して濃度が下がり、農地も除染などの効果で食品中の濃度が低くなったためとみられる。

一方、野生鳥獣肉の基準超過は12年度は493件、16年度も378件あった。野生鳥獣は除染されていない森林で放射性セシウムの濃度が高い野生キノコや山菜を食べ続けているため、濃度が低くならないと考えられる。

流通品で基準値超えが判明したのは野生キノコなどで、12年度19件▽13年度7件▽14年度11件▽15年度12件▽16年度10件―だった。

◇食品中の放射性セシウムの基準値

流通する食品の半分が原発事故で発生した放射性セシウムを含むと仮定し、乳幼児や胎児への影響も考慮して食品衛生法で規定。1キログラムあたり一般の食品で100ベクレル▽乳児用食品50ベクレル▽牛乳50ベクレル▽飲料水10ベクレル―となっている。2012年4月に施行された。

◇「ジビエ料理」全頭検査条件に例外的な出荷を認める

原発事故後、野生鳥獣肉は10県で放射性セシウム濃度が国の基準値を安定的に下回らないとして、全域または一部地域で出荷が制限されている。ただ、国はそれらを食材にする「ジビエ料理」を町おこしに活用する自治体に、全頭検査を条件に例外的な出荷を認めており、6県で認められている。

栃木県では那珂川(なかがわ)町のイノシシ肉加工施設に運ばれる年間約250頭分をすべて検査し、基準を超えなかった肉を出荷している。

県によると、同町や周辺の自治体は中山間地域のためイノシシによる農作物被害が多く、駆除した肉を町おこしに利用しようと2009年に加工施設を設置した。

県の担当者は「出荷できなくなると、狩猟者の収入が減り、駆除する意欲が低下してしまう」と全頭検査して出荷する意義を説明する。

以上